

3 循 第 105 号
令和 3 年 3 月 16 日

公益社団法人京都府産業資源循環協会
会長 文 盛厚 様

京都府府民環境部循環型社会推進課長
(公 印 省 略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正について
(通知)

平素から、本府の廃棄物行政の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。
令和 2 年 7 月 16 日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）が一部改正され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定による届出書等への法定記載事項が改められました。
本改正に伴い、本府で定める当該届出書様式等の改正を目的とした廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（令和 3 年京都府規則第 6 号）が本日公布され、同日施行されることとなりました。
つきましては、産業廃棄物処理施設で処理する一般廃棄物に係る届出書等の様式について、別添のとおり改正していますので、お知らせします。
また、貴団体会員への周知に御協力賜りますようお願い申し上げます。

担当：循環・リサイクル係 電話：075-414-4730
